

平成27年第4回弘前市教育委員会会議録

日時 平成27年3月19日（木）

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

- 1 開会宣告
- 2 定足数確認
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 臨時代理の報告
報告第2号 臨時代理の報告について
(弘前市教育関係職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案の市長への送付について)
- 6 議案の審議
議案第6号 弘前市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案
議案第7号 弘前市教育委員会教育長の勤務時間等に関する規則案
議案第8号 弘前市教育委員会教育長の営利企業従事等に関する規則案
議案第9号 弘前市立幼稚園規則を廃止する規則案
議案第10号 弘前市教育センター管理運営規則の一部を改正する規則案
議案第11号 教育委員会管理職員に係る人事異動について
- 7 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 佐々木 健 委員、
4番 土居 真理 委員、5番 一戸 由佳 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 柴田 幸博、教育政策課長 櫻庭 淳、理事兼弘前図書館長兼郷土文学館長 宮川 慎一郎、学校教育推進監兼学校教育改革室長 工藤 雅哉、学校企画課長 北嶋 郁也、学務健康課長 鳴海 誠、学校指導課長兼教育センター所長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 土谷 伸夫、文化財課長 三上 敏彦、博物館長 長谷川 成一

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 高谷 由美子、教育政策課総務係長 前田 修、教育政策課総務

午前9時30分 開会

○委員長（九戸眞樹委員） これより、平成27年第4回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただいまの出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に4番土居真理委員と5番一戸由佳委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、報告1件、議案6件です。

なお、議案第11号は、人事に関する事項であることから、本議案の審議については、弘前市教育委員会会議規則第12条第1項ただし書の規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認め、議案第11号は非公開で審議することといたします。

・報告第2号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは報告第2号臨時代理の報告について（弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について）、事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長（櫻庭 淳） 報告第2号臨時代理の報告について説明いたします。

本報告は、青森県職員の給与改定に準じ、教育関係職員の給料月額を改定するため、弘前市教育関係職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例案を市長に送付することについて、その事務処理に急を要したことから、弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき教育長が臨時代理したもので、同条第3項の規定により教育委員会に報告するものであります。

本条例案につきましては、平成27年第1回弘前市議会定例会に議案を提案するため、条例案を市長に送付する必要があったことから、教育長が臨時代理したものであります。

本条例の適用を受けるのは、元々は小・中学校の県費負担教職員で割愛により県を退職し、当市が採用した職員で、現在は、学校教育推進監、学務健康課の管理主事、学校指導課及び教育センターの指導主事の15人がこれに該当します。

今回の改正内容についてご説明いたします。

まず第1条は、教育委員会の指導主事15名に適用する給料表を別表のとおり改正す

るものであります。第2条「弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正」につきましては、附則第6項中「には」の次に「、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間」を、「相当する額」の次に「から当該差額の2分の1の額（その額が1万円を超える場合にあつては、1万円）を減じた額」を加えるものであります。これは、平成18年の給与構造改革における引き下げ分の現給保障に関する規定であり、平成27年度においては、現給保障額から2分1の額を減じるものであります。次の附則第9項につきましては、ただいま説明いたしました平成18年の引き下げに係る現給保障と、この後説明いたします本改正案附則第3項に規定する現給保障を比較し、職員にとって有利な方を支給するとしたものであります。

最後に本改正案の附則であります。この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。第2項、第4項、第5項、第7項は、給与改定に伴う事務手続きに関するものであります。第3項は、給料表の改正に伴い、引き下げ分を現給保障するための経過措置であり、平成31年3月31日まで保障するものであります。第6項は、平成18年の給与引き下げに係る現給保障と本条例案の平成27年度からの引き下げに係る現給保障を比較し、職員にとって有利な方を支給するとしたものであります。

もう少し補足をさせていただきますと、今回の給与改定には2つの現給保障があります。1つ目は、今回の給与の改定で急激に給与が下がることから、減額した分を保障する現給保障を平成31年3月31日まで実施するというものであります。もう1つが、平成18年の給与構造改革にも同じように給与の改定をしており、その際も平成28年3月31日までを期限に現給保障をしております。その現給保障額を平成27年度において半分若しくは上限1万円を減じるものです。この2つの現給保障で職員にとって有利な方を選択できるのが今回の改正であります。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○2番（前田幸子委員） 給料表備考2の加算額とは何か。

○教育政策課長（櫻庭 淳） 教育職給料表（1）と（2）は、記載されている級や加算額は違いますが、内容は同じになりますので教育職給料表（1）で説明させていただきます。

備考2の「2級である職員」とは、教頭に該当いたします。教頭は管理職であるため、教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき支給される手当である教育調整額が支給されないこととなっております。このため、1級に在級する調整額受給者と給料が逆転する可能性があることから、これを防止するための加算であります。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） 報告第2号を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって報告第2号は承認されました。

・議案第6号について

○委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第6号弘前市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長（櫻庭 淳） 議案第6号弘前市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則案について説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正並びに教育委員会事務局の分掌事務の見直し等に伴い、関係規定を整理するなど、所要の改正をしようとするものであります。

本日の会議に提案いたしました規則案は、教育委員長と一本化された新たな教育長職や、新教育委員会制度における教育委員会会議に関する関係規則の改正のほか、教育委員会事務局の事務分掌の見直しに係る改正等であり、全部で6規則と多岐に及ぶことから、本案において一括して各規則の整備を行うものであります。

本案では、第1条弘前市教育委員会会議規則の一部改正、第2条弘前市教育委員会公告式規則の一部改正、第3条弘前市教育委員会会議傍聴規則の一部改正、第4条弘前市教育委員会事務局組織規則の一部改正、第5条弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部改正、第6条弘前市教育委員会公印規則の一部改正の以上6件を一括して整理しようとするものであります。

それでは規則の改正内容について、第1条である「弘前市教育委員会会議規則」の一部改正につきましては、法律の引用条項の移動、教育委員長が教育長と一本化され特別職に位置づけられること等について規定されたことに伴う改正で、第1条（趣旨）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律「第15条」を「第16条」に改め、第2条（委員長の選挙）及び第3条（委員長職務代行者の指定）を削除します。第4条（会議の招集）及び第5条（召集の通知等）の「委員長」を「教育長」に改め、また、教育長が教育委員ではなくなることから、第6条の見出し及び本文から第9条（開会等の宣告）までの「委員」を「教育長及び委員」に、「委員長」を「教育長」に改めるものであります。第10条第1項「出席委員」を「会議に出席する教育長及び委員」に、「第13条第2項」を「第14条第3項」に、同条の「委員長」を「教育長」に改めるものであります。第12条（会議の公開）の「第13条第6項」を「第14条第7項」に改め、第13条（請願等）、第15条（議案の提出）及び第17条（動議）の「委員長」を「教育長」に、「委員」を「教育長及び委員」に改めるものであります。第18条（発言）の「委員長」を「教育長」に、第3項の「委員長が委員として」を「教育長が」に、「委員長職務代行者」を「教育長職務代行者（法第13条第2項に規定する者をいう。）」に改めるものであります。第20条（発言の制限）、第21条（採決）及び第23条（会議録の作成）の「委員長」を「教育長」に改めます。第24条（会議録の記載事項）第2号の「出席委員及び欠席委員」を「出席及び欠席した教育長及び委員」に改めるものであります。同じく第24条、第25条（会議録署名委員）及び第26条（委任）の「委員長」を「教育長」に改めるものであります。

第2条である「弘前市教育委員会公告式規則」の一部改正につきましては、第1条（趣旨）は法改正に伴う引用条項の移動であり、「第14条第2項」を「第15条第2項」に改めるものであります。また、教育長職への一本化により、第2条（教育委員会規則の公布）の「委員長」を「教育長」に、第4条（準用）の「委員長名」を「教育長名」に、「委員長が」を「教育長が」に、「委員長印」を「教育長印」に改めるものであります。

次に、第3条である「弘前市教育委員会会議傍聴規則」の一部改正につきましては、第1条（趣旨）は引用条項の移動であり、「第15条」を「第16条」に改めるものであります。また、第3条から8ページの第5条、第7条及び第8条の「委員長」を「教育長」に改めるものであります。

次に、第4条である「弘前市教育委員会事務局組織規則」一部改正につきましては、第1条（趣旨）は文言の整理と引用条項の移動であり、「。以下「法」という。」を削除し、「第18条第2項」を「第17条第2項」に改めるものであります。また、第5条（学校企画課の分掌事務）は、教育委員会事務局の事務分掌の見直しに伴い新たに第3号として「通学区域に関すること。」を、第8号として「通学路及び交通安全に関すること。」を加えるものであります。続きまして第6条（学務健康課の分掌事務）の第4号の「通学区域」を「就学事務」に改め、第5号「児童生徒の入退学及び転学に関すること。」を削除し、第6号から第21号までを1号ずつ繰り上げるものであります。また、第22条（教育長の職務代理人）につきましては、法の規定が削除されたことに伴い、同条を削除するものであります。

次に、第5条である「弘前市教育委員会の事務の委任等に関する規則」の一部改正につきましては、第1条（趣旨）は引用条項の移動であり、「第26条第1項」を「第25条」に改めるものであります。続きまして第2条（事務委任）では、新教育委員会制度において教育長は、委任または臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について教育委員会へ報告する必要があることから、第2項として、「教育長は、前項の規定により委任された事務のうち、必要と認められるものについては、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。」を加えるものであります。

次に、第6条である「弘前市教育委員会公印規則」の一部改正につきましては、委員長の職が教育長職へ一本化されることから、別表中「委員長印」の項を削除するものであります。また、同表「図書館長印」のうち、「弘前市立岩木図書館長之印」の項及び「弘前市立相馬図書館長之印」の項については、平成24年12月に市立図書館3館体制を見直し、岩木図書館を弘前図書館の分館とし、相馬図書館を弘前図書館の配本所とする条例が議決されたことに伴い、両館長の公印を削除するものであります。

最後に、議案にお戻りいただきまして、附則であります。施行期日を平成27年4月1日といたします。附則の第2項は、経過措置であり、現在の教育長の教育委員としての任期中はなお従前の例により在職することとされており、現在の教育長の任期である平成30年5月19日までは引用条項の移動、教育委員会事務局の事務分掌の見直し等を除き従前のままとするものであります。以上です。

- 委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 2番（前田幸子委員） 弘前市教育委員会会議傍聴規則第5条に、傍聴人の録音等の禁止が記載されています。今、スマホや携帯が普及している時代と、この表現は合っていないと思います。
- 教育政策課長（櫻庭 淳） この表現については、弘前市議会でも変わっていない部分ですので、調整をしながら、機会があれば変えていきたいと思えます。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第6号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第6号は原案どおり可決されました。

・議案第7号について

- 委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第7号弘前市教育委員会教育長の勤務時間等に関する規則案について、事務局から説明をお願いします。
- 教育政策課長（櫻庭 淳） 議案第7号弘前市教育委員会教育長の勤務時間等に関する規則案について説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の勤務時間等を定めるため、規則を制定しようとするものであります。

それでは規則の内容について、説明いたします。本規定につきましては、これまで、弘前市教育委員会の教育長の給与等に関する条例において教育長の勤務時間が定められておりましたが、先般の委員会会議において、当該条例を廃止する改正案が可決されましたことから、今回改めて規定しようとするものであります。

第1条（勤務時間等）では、弘前市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間その他の勤務条件は、弘前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年弘前市条例第30号）の適用を受ける一般職の職員の例による、とし、一般職の規定に準ずる取扱いとするものであります。

第2条では、教育長の勤務時間は、公務の必要上その勤務時間を超えて勤務した場合においてもこれを正規の勤務時間とする、とするものであり、要するに時間外手当は支給されないというものであります。

第3条（委任）では、この規則に定めるもののほか、教育長の勤務条件に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める、とするものであります。

最後に、附則であります。第1項は施行期日で、この規則は、平成27年4月1日から施行いたします。第2項は、経過措置であり、現在の教育長の教育委員としての任期中はなお従前の例により在職することとされておりますので、この規則は適用せず、現行の弘前市教育委員会教育長の給与等に関する条例（弘前市教育委員会条例第

40号)を適用することとなります。以上です。

○委員長(九戸眞樹委員) ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

ご質疑等がないようですので、それでは議案第7号を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認めます。よって議案第7号は原案どおり可決されました。

・議案第8号について

○委員長(九戸眞樹委員) 次に、議案第8号弘前市教育委員会教育長の営利企業従事等に関する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長(櫻庭 淳) 議案第8号弘前市教育委員会教育長の営利企業従事等に関する規則案について説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長が営利企業等に従事する場合の許可基準等を定めるため、規則を制定しようとするものであります。

それでは規則の内容について、説明いたします。

第1条(営利企業従事等の基準)では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第7項の規定に基づき、弘前市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が同項に規定する営利企業に従事する等の場合の許可の基準については、弘前市職以外の職務又は業務に従事する職員に関する条例(平成18年弘前市条例第28号)の適用を受ける一般職の職員の例による、とするものであります。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項において、教育長は教育委員会の許可を得なければ、営利企業への従事等ができないとされていることから、許可の基準を市条例に準ずることとしたものであります。

第2条(委任)では、この規則に定めるもののほか、教育長の営利企業の従事等に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める、とするものであります。

最後に、附則であります。第1項は施行期日で、この規則は、平成27年4月1日から施行いたします。第2項につきましては、経過措置であり、現在の教育長の教育委員としての任期中はなお従前の例により在職することとされておりますので、この規則は、適用しないという規定であります。以上です。

○委員長(九戸眞樹委員) ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○2番(前田幸子委員) 営利企業の具体的な事例を教えてください。

○教育政策課長(櫻庭 淳) 一般的な会社の社員や役員など、営利を目的とするものであります。

○2番(前田幸子委員) 営利ではないお寺さんや神主さんはどうなりますか。

○教育政策課長(櫻庭 淳) 宗教法人の取り扱いについては調べておりませんでしたので後日お知らせいたします。

- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第8号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第8号は原案どおり可決されました。

・議案第9号について

- 委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第9号弘前市立幼稚園規則を廃止する規則案について、事務局から説明をお願いします。
- 学務健康課長（鳴海 誠） 議案第9号弘前市立幼稚園規則を廃止する規則案について説明いたします。

提案理由は、弘前市立和徳幼稚園の閉園に伴い、関係する規則を廃止しようとするものであります。

規則の内容について説明いたしますので、別紙規則案をご覧ください。弘前市立幼稚園規則を廃止する規則の本則において、弘前市立幼稚園規則（平成18年弘前市教育委員会規則第23号）は、廃止する旨を規定いたします。幼稚園規則は、園の管理・運営に関する基本的事項を定めたものであり、和徳幼稚園の閉園に伴いまして、この規則が不要になるものであります。次に、附則においては、3つの事項を規定いたします。まず第1項は、この規則の施行期日を定めるもので、平成27年4月1日から施行する旨を規定いたします。次の第2項と第3項は、関係する規則の一部改正について規定しております。

それでは、改正内容を説明いたします。第2項は弘前市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正であります。第1条の「弘前市立学校教職員（県費負担教職員及び弘前市立幼稚園の教育職員をいう。）を、「弘前市立学校に勤務する県費負担教職員（」に改めるものであります。次に第3項は、弘前市教育委員会公印規則の一部改正であります。別表学校印の部弘前市立和徳幼稚園之印の項を削り、更に、学校長印の部弘前市立和徳幼稚園長之印の項も削るものであります。以上です。

- 委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 2番（前田幸子委員） この規則の附則第3項に学校長印と記載されていますが、学校長印ではなく、実際は校長印になります。この機会に訂正してもらえますか。
- 学務健康課長（鳴海 誠） 学校長という表記については、この公印規則に限らず、様々な教育委員会の規定の中で使われているかと思われますので、そういうものも含め検討させていただきたいと考えております。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第9号を可決することにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認めます。よって議案第9号は原案どおり可決されました。

・議案第10号について

○委員長(九戸眞樹委員) 次に、議案第10号弘前市教育センター管理運営規則の一部を改正する規則案について、事務局から説明をお願いします。

○学校指導課長兼教育センター所長(佐藤忠浩) 議案第10号弘前市教育センター管理運営規則の一部を改正する規則案について説明いたします。

提案理由は、弘前市教育センター条例の一部改正に伴い、「幼児ことばの教室」に関して必要な事項を規定するため、所要の改正をしようとするものであります。

規則の改正案につきましては、和徳幼稚園閉園に伴い、同園で実施しておりました幼児の教育相談等の「幼児ことばの教室」を、弘前市教育センターの業務とするため、弘前市教育センター管理運営規則(平成18年弘前市教育委員会規則第28号)の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、規則第1条の次に次の1条を加えます。「(ことばの教室)第1条の2 教育センターに分室として弘前市幼児ことばの教室(以下「ことばの教室」という。)を置く。」

続きまして、第2条分掌事務についてであります。第7号中「及び弘前市フレンドシップルーム(以下「フレンドシップルーム」という。)」を「の運営等」に改め、同条中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加えます。「第8号 ことばの教室における相談及び指導に関すること。」「第9号 弘前市フレンドシップルーム(以下「フレンドシップルーム」という。)等教育に係る相談及び指導に関すること。」

続きまして、第3条職員についてであります。第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加えます。「第3号 幼児ことばの教室長(以下「室長」という。))」「第4号 幼児ことばの指導員(以下「指導員」という。))」

続きまして、第4条職員の職務についてであります。第4項中「前条第3号」を「前条第5号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加えます。

「第4項 室長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督するとともに、その所掌事務を掌理し、又は上司の指定することばの教室の重要な事務を処理する。」「第5項 指導員は、上司の命を受け、特に命じられた事務に従事する。」

続きまして、第21条を第22条とし、第20条中「第17条」を「第18条」に改め、同条を第21条といたします。次に、第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条といたします。次に、第16条第1項中「(様式第7号)」を「(様式第8号)」に、「(様式第8号)」を「(様式第9号)」に改め、同条第2項中、「受入方針検討結果通知書(様式第9号)」を「フレンドシップルーム受入方針検討結果通知書(様式第10号)」に改め、同条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加えます。「(ことばの教室)第

16条 ことばの教室に相談の申込みをしようとする者は、弘前市幼児ことばの教室相談申込書（様式第7号）を教育長に提出するものとする。」

続きまして、様式について説明いたします。

様式第9号中「(第16条第2項関係)」を「(第17条第2項関係)」に、「フレンドシップルーム受入方針検討結果について」を「フレンドシップルーム受入検討結果通知書」に改め、同様式を様式第10号とします。

様式第8号中「(第16条第1項関係)」を「(第17条第1項関係)」に改め、同様式を様式第9号とします。

様式第7号中「(第16条第1項関係)」を「(第17条第1項関係)」に、「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め、同様式を様式第8号とします。

様式第6号の次に「弘前市幼児ことばの教室相談申込書」の1様式を加えます。

最後に本改正案の附則であります。この規則は平成27年4月1日から施行するものであります。第2項は経過措置として、この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができると思います。以上です。

- 委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 2番（前田幸子委員） この規則に出てくる教室長のことを、子どもたちや保護者は室長と呼ぶのですか。
- 学校指導課長兼教育センター所長（佐藤忠浩） はい。
- 2番（前田幸子委員） 指導員について、人数は別に定めるのですか。
- 学校指導課長兼教育センター所長（佐藤忠浩） 指導員の人数については、特に定めておりません。
- 2番（前田幸子委員） それでは、1名でも何名でもいいということですか。
- 学校指導課長兼教育センター所長（佐藤忠浩） 1人当たりの指導員が抱える人数がありますので、その辺を勘案しながら指導員の人数を調整していきます。
- 2番（前田幸子委員） 申込書の様式に、「弘前市幼児ことばの教室を利用したいので、弘前市教育センター管理運営規則第16条の規定により申し込みます。」とありますが、役所的な言葉で一般の人には分かりづらいと思います。取ることは可能ですか。簡単にことばの教室を利用したいので申し込みますでもいいと思います。
- 学校指導課長兼教育センター所長（佐藤忠浩） 検討させていただきたいと思います。
- 2番（前田幸子委員） 申込書に緊急連絡時の電話番号が記載されていますが、今は携帯電話をほとんどの方が持っているので、(携帯電話)と記載してもいいと思います。また、携帯電話番号が書けるくらいのスペースが必要だと思います。
- 教育部長（柴田幸博） ご指摘は非常によくわかりますが、根拠法令がどうしても必要となってきますので、なんとかこの形で踏襲させていただきたいと思います。
- 2番（前田幸子委員） どうしてもこの文言が必要なのであれば、第16条は誰も知らないと思うのでわかるような配慮をしていただきたい。
- 教育部長（柴田幸博） やはりこの申込書も公文書になります。例えば補助金の申請書にもすべて根拠条文が明示されます。表現が堅いというのは十分承知しておりますが、

この形でいかせていただきたいと思います。参考として、根拠法を明示するという
ことは、別紙でつけることは可能です。

- 1番（九戸眞樹委員） 申し込みになった方が迷わないようお願いをしたいと思います。
- 5番（一戸由佳委員） 様式7号弘前市幼児ことばの教室相談申込書の申込者氏名という
のは、基本的に保護者の方のお名前になりますか。
- 学校指導課長兼教育センター所長（佐藤忠浩） 申込者氏名については保護者の氏名に
なります。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第10号を可決することにご異議ありませ
んか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第10号は原案ど
おり可決されました。

・議案第11号について

- 委員長（九戸眞樹委員） 次に、議案第11号の審議にあたり、関係課長以外の退席を
お願いします。
それでは当日配付の議案を配付いたさせます。
なお、非公開とした議案及び関係資料は、会議終了後に回収しますので、お持ち
帰りしないようお願いします。
それでは、議案第11号教育委員会管理職員に係る人事異動について、事務局から
説明をお願いします。
（非公開で審議 — 原案どおり可決）

- 委員長（九戸眞樹委員） 以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了い
たしました。これをもちまして平成27年第4回弘前市教育委員会会議を閉会いたし
ます。

午前10時40分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係主事 千葉 秀克

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 土 居 眞 理

署名者 一 戸 由 佳